

Hitachiota Nosei 農林業のすすめ

充実のサポート体制で
お出迎え

農地の貸し借り

各種助成金

認定農業者

研修支援

森林整備

農業の未来は常陸太田!

* 農業するなら・

* 自然豊かな**常陸太田**で農業をしませんか？



新規就農する方向け
(5ページ)

農地の貸し借り
(9ページ)

スキルアップを目指す方向け
(10ページ)



● 常陸太田！



資金面のサポート

軽トラック購入
補助

(17ページ)

農機具購入
補助

(16ページ)

農業のスペシャリストを目指す

認定農業者

(11ページ)

就農相談窓口



- ・就農相談
- ・青年等就農計画の申請
- ・各種補助金の情報提供

常陸太田市役所
農政課 農業振興係
常陸太田市金井町3690
0294-72-3111 (内線:615)

- ・就農相談(営農相談)
- ・就農計画作成支援

茨城県常陸太田
地域農業改良普及センター
常陸太田市山下町4119
常陸太田合同庁舎 3階
0294-80-3340 80-3341

* 常陸太田市は農業で頑張るみなさまを応援します！





目次

取り組み内容	事業名	ページ
新しく農業を始めたい		
	新規就農総合支援事業	… 5
新規就農する際の支援を受けたい	地域計画の策定	… 6
	UIJターン就農奨励金	… 7
	就農者等家賃助成金	… 7
	軽貨物車両購入事業費補助金	… 17
農地を借りたい	農地中間管理事業	… 9
農業のスキルアップをしたい		
スキルアップのための講習会を受けたい	少量多品目生産売れ筋野菜栽培講座	… 10
認定農業者になりたい	認定農業者制度	… 11
大型特殊・けん引免許を取得したい	農耕用免許取得補助金	… 13
経営規模を拡大したい		
農地を借りたい	農地中間管理事業	… 9
農業用機械・設備を整備したい	農地利用効率化等支援交付金	… 15
	中古農機具購入事業費補助金	… 16
農業用簡易ハウスを設置したい	少量多品目生産売れ筋野菜栽培 農業用簡易ハウス整備事業	… 18
簡易な基盤整備を実施したい	中山間地域農業基盤整備促進事業	… 19
販路を拡大したい		
常陸秋そばを生産したい	常陸秋そばの生産振興・ブランド化 推進事業	… 20
農産物の付加価値を高めたい	農林水産物加工品開発等支援事業	… 21
地元の産品をPRしたい	特産品認証制度	… 22
	常陸太田朝市	… 23
地域で環境保全に取り組みたい		
環境にやさしい農業に取り組みたい	環境保全型農業直接支払交付金	… 12
中山間地域等で農業を続けたい	中山間地域等直接支払交付金	… 14
荒れていく農地、水路や農道、地域環境を守りたい	多面的機能支払交付金	… 26



農地について

農地の貸し借りをしたい	農地中間管理事業	… 9
農振農用地区域の確認をしたい	農業振興地域整備計画の変更(農振除外)	… 24
農用地区域からの除外申請をしたい(建物を建てたい)		

農地・農道を修繕・整備したい

市内農道・農業用水路の補修をしたい	農道・水路の維持管理について	… 25
-------------------	----------------	------

イノシシ等の有害鳥獣対策をしたい

イノシシ等の被害を減らしたい	イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成	… 27
わな猟免許を取得したい	わな猟免許取得費助成	… 27
電気柵等での防除が難しい	捕獲隊による捕獲	… 28

農業用資材の廃棄をしたい

ハウスビニール等の農業用廃プラスチックを処分したい	農業用廃プラスチック回収	… 29
---------------------------	--------------	------

農産物の放射能について知りたい

農産物の放射能について知りたい	市内農産物の放射能測定	… 30
-----------------	-------------	------

農業体験をしたい

市民農園を利用したい	市民農園の利用について	… 31
------------	-------------	------

森林について

森林を整備したい(植栽・伐採等)	森林の立木伐採届出制度	… 32
	造林事業	… 33
森林の所有者を変更したい	森林の土地取引の届出制度	… 34
		… 35

住まいについて

地域材を利用して木造住宅を建てたい	木造住宅等建築助成制度	… 36
-------------------	-------------	------





新規就農者育成総合対策

次世代を担う農業者となることを志向し就農前の研修を後押しする資金（準備資金）及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金）を交付します。

準備資金

就農前の研修期間（**最長2年間**）の所得を確保する資金を交付します。

補助要件

- ①就農予定時の年齢が、原則**50歳未満**であること。
- ②独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。
※独立・自営就農を目指す場合…5年以内に認定新規就農者または認定農業者となること。
親元就農を目指す方…5年以内に経営を継承するか、法人の共同経営者となること。
- ③県が認める研修機関、先進農家又は先進農業法人で研修を受けること。
- ④常勤の雇用契約を締結していないこと。
- ⑤前年度の世帯全体の所得が600万円以下であること。 等



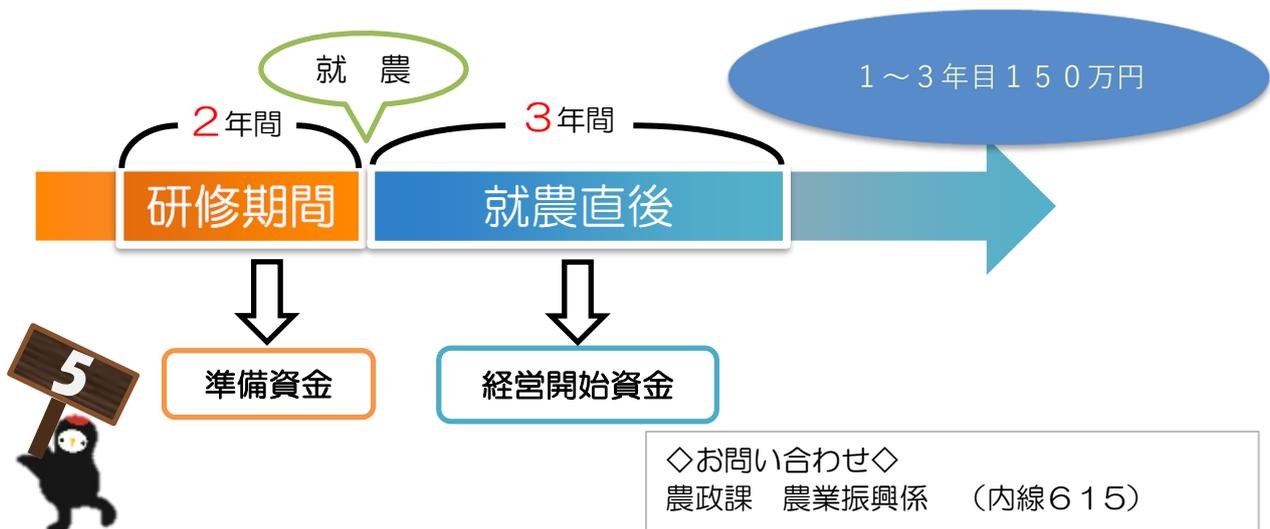
◇お問い合わせ◇
常陸太田地域農業普及センター
TEL：0294-80-3340

経営開始資金

農業経営を初めて間もない時期（**最長3年間**）の所得を確保する資金を交付します。

補助要件

- ①就農時の年齢が、原則**50歳未満**であること。
- ②青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること。
- ③**目標地図**又は**人・農地プラン**等に位置づけられていること。
または、農地中間管理機構を通して農地をかりていること。
- ④前年度の世帯全体の所得が600万円以下であること。 等





地域計画の策定



地域計画(人・農地プラン)とは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地区の話し合いに基づき計画としてまとめます。

現況地図を見ながら話し合いを進め、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示した目標地図を作製します。目標地図の実現を目指して、集約した農地で効率よく農作業ができるよう地域農業の将来を皆さんで話し合いましょう。皆さんのご理解ご協力をよろしくお願いします。

◎地域で話し合う内容

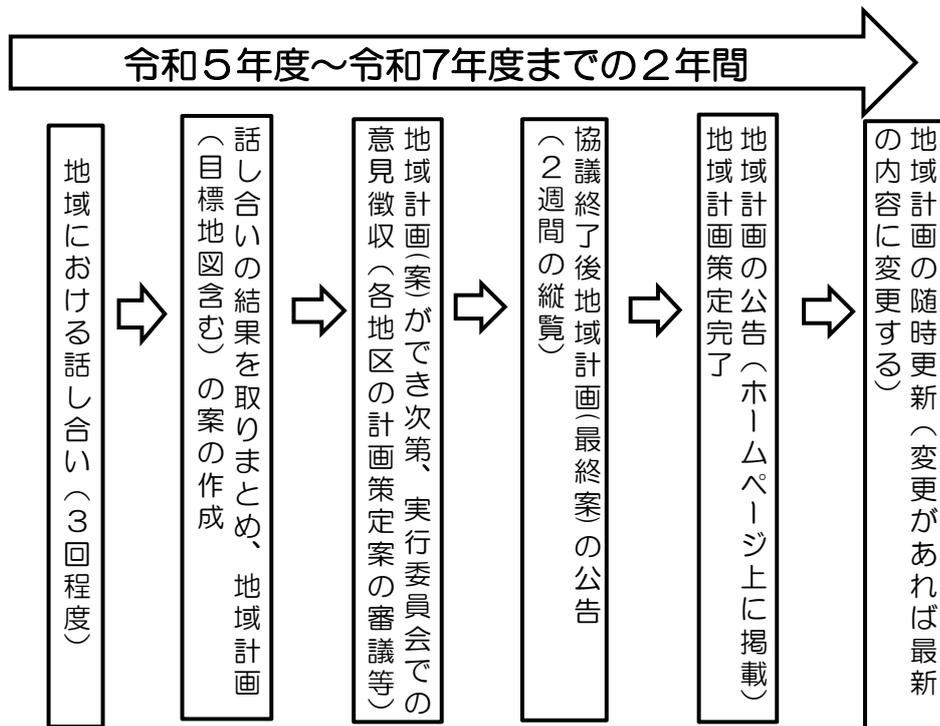
- 今後の中心となる経営体(個人, 法人, 集落営農)はどこか
 - 地域の担い手は十分に確保されているか
 - 将来の農地利用のあり方
 - 農地中間管理機構の活用方針
 - 近い将来の農地の出し手の状況(いつ頃, どのくらい出す意向か)
 - 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家, 自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生産品目, 経営の複合化, 6次産業化)
- ※話し合いの結果皆さんで作った「地域計画」を、市が公表します。

◎進め方について

地域において説明会・座談会を開催し、地域全体での問題意識を共有し、地域関係者が意見を出し合いながら、今後の方針を決定していくことが重要です。

参集範囲：認定農業者・新規認定就農者、土地改良区、中山間・多面組織の代表、農地所有者、農業者など
※地域の皆さんのご参加をお願いします。

地域計画の策定・進め方



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係 (内線612)





UIJターン就農奨励金

市内で就農するために、市外から転入し認定農業者や認定新規就農者の認定を受けた農業者に奨励金を交付します。

対象者

- ①就農認定を受けたUIJターン者で、認定日の属する年度に申請するもの
※UIJターン者とは、本市以外に1年以上住所を有し、就農に際し本市住民票に記載されてから2年未満の方（学生を含む）
- ②奨励金交付後も引き続き5年以上本市に定住し営農する意志のある方
- ③本市の市税等の滞納がないこと
- ④過去において本奨励金の交付を受けていないこと



内容

認定日から6月以内に申請し、6月に100,000円を支給（総額200,000円）



就農者等家賃助成金

市内に住宅を所有しない、新規就農者及び市内で就農予定で市内の農家において研修する研修者に対し家賃の一部を助成します。

対象者

- ①市内に住宅を所有していない方（二親等以内の親族の所有を含む）
- ②以下のいずれかに該当していること
 - ア：住所を有する就農者にあつては、転入日より2年を経過しておらず、かつ前年の所得が350万円を超えていないこと
 - イ：住所を有する研修者にあつては、研修を開始してから2年を経過しないこと
- ③常陸太田市新婚家庭家賃助成金の交付を受けていない者
- ④本市及び従前の住所地において市税等の滞納がないこと

内容

- ・助成金額 1世帯当たり月20,000円とする。ただし、家賃が20,000円に満たない場合は、その額とする。
- ・期間
 - ①市内に住所を有する認定新規就農者
認定日の属する月の翌月から最長24か月
 - ②市内に住所を有する研修者
農家への研修を開始した日の属する月の翌月から最長24か月



◇お問い合わせ◇
 農政課 農業振興係 （内線615）

農地を借りたい

借受相手がいる場合

農業委員会での手続きによる方法

農業委員会へ
お問い合わせください
TEL：0294-72-3111（内線 631）

農地中間管理機構を経由しての借受

次ページ（9ページ）へ

借受相手がない場合

農地中間管理機構を利用して借受

次ページ（9ページ）へ



農地を貸したい

貸付相手がいる場合

農業委員会での手続きによる方法

農業委員会へ
お問い合わせください
TEL：0294-72-3111（内線 631）

農地中間管理機構を経由しての貸付

次ページ（9ページ）へ

貸付相手がない場合

農地中間管理機構を利用して貸付

次ページ（9ページ）へ

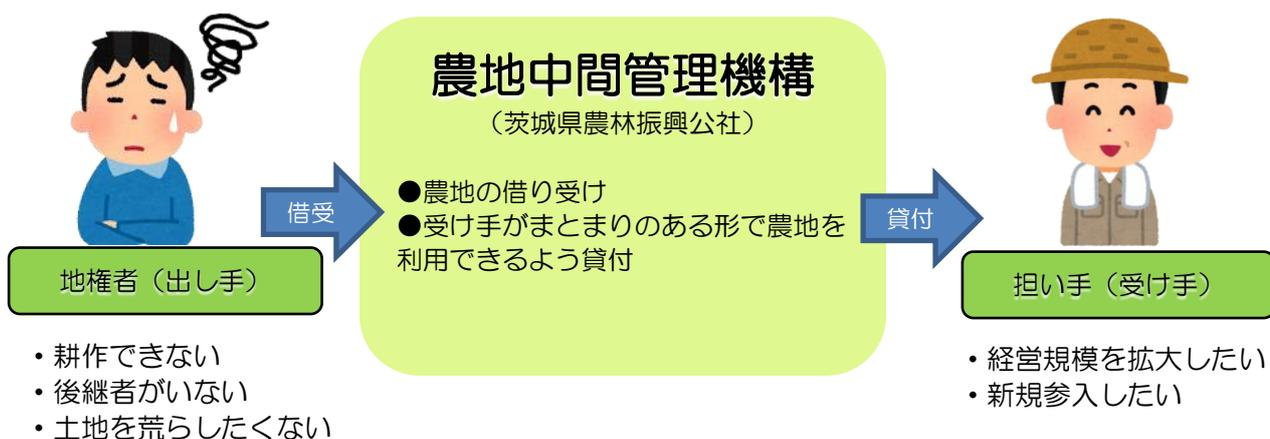




農地中間管理事業

リタイアや規模縮小、離農等の理由により農地を貸したい地権者（出し手）から、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）が土地を借り受け、農業効率化や規模拡大を図る担い手（受け手）に貸し出す制度です。

手続きの流れ



機構が借り受けられる農地の基準（主なもの）



- ・ 市街化区域以外の農地であること
- ・ 貸借範囲が明確にできること
- ・ 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・ 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること
- ・ 再生作業が困難な遊休農地ではないこと



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係 （内線612）



少量多品目生産売れ筋野菜栽培講座

市内の農産物直売所のPOSデータを活用し、実需者や消費者ニーズが高いにもかかわらず、地場産率の低い「売れ筋野菜」の栽培講習会を開催し、栽培を促進することにより、直売所の魅力アップと生産者の所得向上を目指します。

また、土づくりや病害虫に関する講座や、生産者と連携した現地研修により、生産技術の向上と生産者同士の情報交換を推進し、より高品質な野菜の生産を目指します。

期間

5～3月（年5回程度）

開催場所

講座 市役所もしくは茨城県常陸太田合同庁舎
現地研修 市内ほ場

対象者

市内に居住し、直売所等へ農産物を出荷している方、
または出荷を予定する方
※自家用・家庭菜園のみを目的とする方は対象外です。



受講料

無料

講座内容

- 作型分散・土づくり・農薬・病害虫防除
- 売れ筋野菜栽培講座（座学・現地研修）
※開催年により講座内容（栽培品目・現地研修内容）は異なります。

申込方法

電話・FAX等でお申込みください。

その他

「少量多品目生産売れ筋野菜栽培
農業用簡易ハウス整備事業」
（⇒18ページ）についての費用助成があります。



◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
（内線662）





認定農業者制度

認定農業者とは、将来の農業経営のあり方を明確化した農業者を市町村が認定する制度です。

認定農業者になると、さまざまな**メリット**があります！！

- 1) **農地の借り受け**を優先的に受けることができます。
- 2) **低利資金の融資**を受けることができます。
- 3) **農業者年金**の保険料に対して補助を受けることができます。
- 4) **機械・施設の整備**への支援を受けることができます。
(強い農業担い手づくり総合支援交付金)【⇒15ページ】

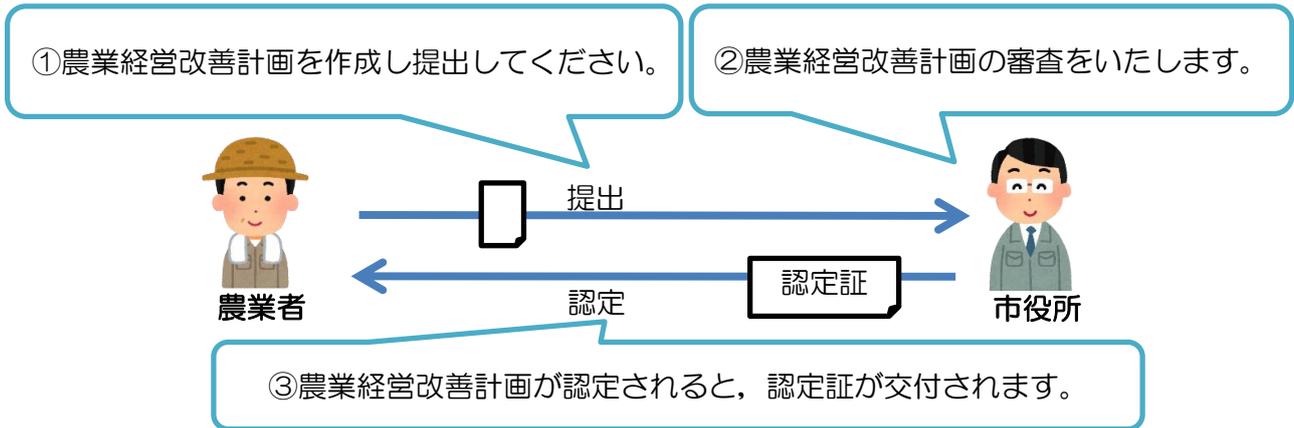
こんなときは認定農業者の申請を！

現在農業を専業とし、今後**更なる経営展開**を目指す！

小規模経営から脱却し、**規模拡大等**によって農業に専念したい！

農外部門を家族に任せ、**農業部門の発展**を目指す！

認定農業者になるには



改善計画の作成にあたっての要件



目標農業所得
350万円以上
 年間労働時間
 一人当たり**2,000**時間以内

◇お問い合わせ◇
 農政課 農地計画係 (内線612)



環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型農業直接支払交付金とは、環境にやさしい農業に取り組む農業者団体に対して、団体の農業生産活動に伴う追加的な費用を支援する制度です。

対象者

農業者団体での申請が基本になります。

また、**みどりのチェックシートの取組を実施していること**が要件です。



農業者団体とは？

- 複数の農業者によって構成される任意組織。
- 同一団体内に、本事業の対象活動に取り組む農業者が2名以上必要。
- 代表者、規約があること。
- 組織の口座を開設すること。



みどりのチェックシートの取組を実施とは？

食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理に関する農業生産工程管理の取組について、指導・研修等を受講し、その内容を実施すること。

対象取組

下記の対象取組を実施したほ場の面積に応じて支援額を決定し、交付金を交付いたします。

化学肥料・化学合成農薬を県慣行の5割以上低減する取組と併せて行う
下記1)～8)の取組

1) カバークロップ

栽培期間の前後いずれかに緑肥を作付する取組

2) リビングマルチ

畝間に緑肥を作付する取組

3) 草生栽培

果樹に緑肥を作付する取組

4) 不耕起播種

ほ場の全面耕起を行うことなく、播種する取組

5) 長期中干し

通常よりも長期間の中干しを実施する取組

6) 秋耕

秋季に耕うんを行い、翌春に湛水する取組

7) 堆肥の施用

栽培期間の前後いずれかに堆肥を散布する取組
(堆肥の種類・施肥量によって単価が変わります)

8) 有機農業

JAS認証と同程度の化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組
(生産する農産物によって単価が変わります)

◇お問い合わせ◇

農政課 農業振興係 (内線615)





農耕用免許取得補助金

農作業に必要な免許の取得を推進することにより、農作業の安全性の向上を図ることを目的とし、農作業に必要な免許を取得する農業者を支援します。

補助対象教習

自動車教習所等で取得する下記の免許の教習

- 大型特殊免許
- けん引免許
- セット教習（大型特殊免許・けん引免許）

補助対象者

- (1) 農業委員会が発行する耕作証明書に30a以上掲載されていること。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 前年の農業所得が350万円以下であること。
- (5) 普通免許を取得している方。
- (6) 国、県等から本補助金と類似する補助を受けていないこと。
- (7) 同一世帯内又は同一経営に、同年度に同一補助金の交付を受けた方がいないこと。
- (8) 交付決定年度内（3月31日まで）に大型特殊免許又は、けん引免許の取得が可能であること。

補助

事業費の1/4以内

上限

大型免許	2万円
けん引免許	2万5千円
セット教習	4万5千円



（ご注意）

年度内（3月31日）に免許を取得する必要がありますので12月末日までに交付申請を行ってください。



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係 （内線615）



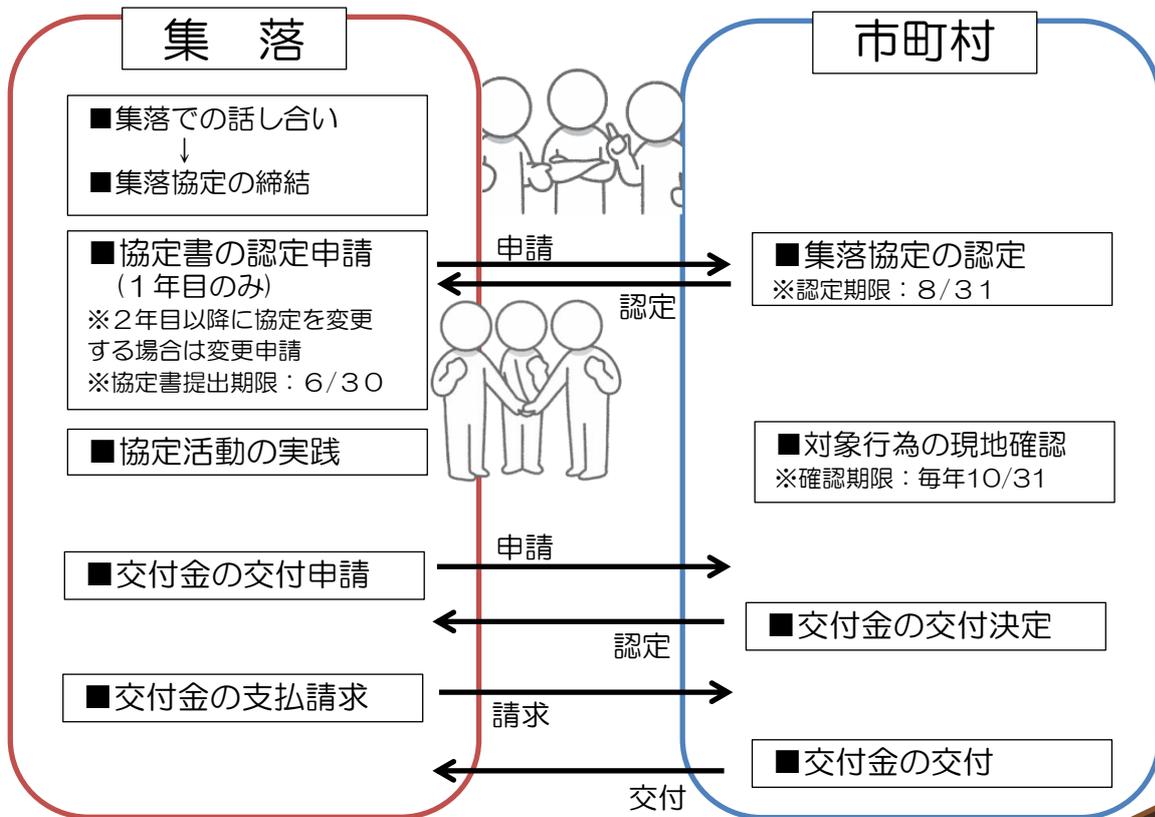
中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において**5年以上農業を続けることを約束した集落協定を締結**した農業者に対して、交付金を交付する制度です。

支援対象

- **農業振興地域内の農用地区域**
- 以下の基準のいずれかを満たす農用地
 - ① **急傾斜地**
 - ② **緩傾斜地**
 - ③ **小区画・不整形な田**
 - ④ **高齢化率が高く耕作放棄地の多い集落**にある農用地
- 集落協定に基づく農地保全に向けた共同活動が行われる農地が**1 ha**以上ある団地

手続きの流れ



※予算が無くなり次第終了します。

◇お問い合わせ◇
 農政課 農業振興係 (内線614)





農地利用効率化等支援交付金

※ 旧：強い農業・担い手づくり総合支援交付金

地域の担い手（地域計画〈旧：人・農地プラン〉に位置づけられた中心経営体等）が、農業経営の発展・改善を目的として、**金融機関からの融資を活用して農業用機械等**を取得等する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた**自己負担額**について助成します。



例えば、融資を活用して、トラクターを取得（取得価格1,000万円）する場合…
最大で300万円の助成を受けることができます。
自己資金や融資枠が不足している場合でも、必要な投資を行うことが可能

(1) 融資主体支援タイプ

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営体に対して、支援を行うものです。

補助率

3/10以内（上限：300万円）※法人・個人問わず

※ただし、目標地図に位置づけられた(位置づけられる)者であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上の場合は、上限600万円

〈基準〉

水田作等 20ha

露地作 5ha

果樹作 3ha

施設園芸作 1ha

(2) 先進的農業経営確率支援タイプ

より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的発展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を行おうとする農業経営体に対して、支援を行います。

補助率

3/10以内（上限：法人1,500万円 個人1,000万円）

補助対象者

補助対象は、次のいずれかに該当する経営体です。

- ①実質化された地域計画（旧：人・農地プラン）に位置づけられた中心経営体
- ②地域計画における目標地図に位置づけられた者（認定農業者等）
- ③実質化された地域計画が作成されていない地域において、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けている。（遅くとも事業の目標年度までに地域計画の作成および実質化が必要です。）

(注意) 本事業は、国が定めた配分基準に基づき、経営体ごとに事業内容がポイント化されます。地域計画の作成地域ごとに要望者の平均ポイント数が算出され、ポイントの高い地域から事業が採択されますので、要望を提出いただいても不採択となる場合もあります。



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係 （内線612）





中古農機具購入事業費補助金

市内で就農する者に対し、営農初期投資の軽減を図ることを目的として、中古農機具を購入する農業者に対し購入費を助成します。

補助対象

- ①農機具取扱店が販売する中古農機具であること。
- ②事業費が100,000円以上であること。
- ③国、県、市その他の農機具購入補助事業と重複しないこと。
- ④販売する畑作物の生産（そばを除く）に使用するものであること。
- ⑤保管、保存に使用する機具でないこと。
- ⑥現在、所有する農機具の更新でないこと。
- ⑦動力部のみの購入でないこと。

交付までの流れ

- ①販売業者において見積書を取得。
注）中古農機具であることが分かる記載があること。
- ②必要書類を添付して交付申請書を提出する。
- ③補助金の交付決定を受ける。
（申請から決定まで一週間程度です。）
注）交付決定を受ける前に、購入の契約等を行った場合は、補助金を受けられませんのでご注意ください。
- ④販売業者と契約、代金を支払います。
- ⑤領収書等の必要書類を添付して実績報告書を農政課へ提出。
- ⑥購入した農機具を農政課で確認します。
- ⑦内容を確認後、交付金が支払われます。
- ⑧交付年度から3年間、購入した農機具を用いて生産した農産物の出荷実績を報告していただきます。



対象者

- ①市内に住所を有している、認定新規就農者、または、過去に一度もこの補助金の交付を受けていない方。※認定新規就農者は認定の期間中2回まで本事業を活用できます。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③前年の所得が250万円以下であること。

補助率

事業費の1/2以内
（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）
※上限額500,000円

※予算がなくなり次第終了します。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係 （内線615）





軽貨物車両購入事業費補助金

市内で就農する者に対し、営農初期投資の軽減を図ることを目的として、軽トラ等軽貨物車両を購入する農業者に対し購入費を助成します。

補助対象

- ①市内の自動車販売業者が販売する軽貨物車両であること。
- ②新車又は新車登録から10年以内の中古車であること。
- ③車両番号等の交付を受けた車両であること。
- ④申請者が本人名義で購入する車両であること。

交付までの流れ

- ①自動車販売業者から見積もり、カタログを取得する。
- ②必要書類を添付して交付申請書を提出する。
- ③補助金の交付決定を受ける。
注) 交付決定を受ける前に、購入の契約等を行った場合は、補助金を受けられませんのでご注意ください。
- ④販売業者と契約、代金を支払います。
- ⑤領収書等の必要書類を添付して実績報告書を農政課へ提出。
- ⑥購入した軽貨物車両を農政課で確認します。
- ⑦内容を確認後、交付金が支払われます。
- ⑧交付年度から3年間、就農状況確認のため毎年3月末までに必要書類を添付して報告書を提出。



対象者

- ①市内に住所を有している、認定新規就農者であること。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③前年の所得が250万円以下であること。
- ④購入する車両の運転免許を所有しているが、軽貨物車両を申請日時点で所有していないこと。

補助率

事業費の1/2以内
(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる)
※上限額500,000円



※予算がなくなり次第終了します。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係 (内線615)

少量多品目生産売れ筋野菜栽培

農業用簡易ハウス整備事業



常陸太田市産の農産物の安定生産及び品質向上並びに有利販売を促進するため、農業用簡易ハウス（ビニールハウス）を設置する費用を助成します。

対象者

本市に住所及び農地を有し、少量多品目生産売れ筋野菜栽培に取り組み、道の駅ひたちおおたやJA直売所等に農産物を販売している、又はしようとする方（団体）。

※以前に同補助金の交付を受けた方はご相談ください。
市税の滞納がある方は対象外となります。

内容

農業用簡易ハウス本体（設置工事費含む）の整備に対し、補助します。
（ただし、新設または増設に限ります。）

※本事業は野菜づくりを応援するもので、**水稻育苗のみの利用は不可**となります。また、すでに**設置済みのものは対象外**となります。

補助率

事業費の1/2以内（20万円上限）

※設置後、3年間の栽培実績を提出していただきます。

その他

「少量多品目生産売れ筋野菜栽培講座」（⇒10ページ）も開催しております。



◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
（内線662）





中山間地域農業基盤整備促進事業

簡易な基盤整備により、中山間地域特有の地理的条件を克服し、野菜や枝物の生産振興や農業者の経営規模拡大を支援します。

対象地域

中山間地域等直接支払交付金の交付対象地域
(旧金砂郷町, 旧水府村, 旧里美村, 旧誉田村, 旧河内村, 旧幡初村, 旧世矢村, 旧西小沢村, 旧幸久村, 旧佐竹村, 旧佐都村)

実施要件

1ha未満の農地で地権者が2名以上であること。水田から畑への転換を図ること(地域の事業によっては畑での実施も可)。5年間以上耕作すること。

補助率

事業費に対して、県62.5%、市22.5%、申請者15.0%

整備内容

- 畦畔除去
- 暗渠排水
- 客土
- 用排水路
- 進入路
- 電牧柵
- 鳥獣害防止柵
- 耕作放棄地解消
- その他特に認めるもの



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係 (内線612)



常陸秋そばの生産振興・ブランド化推進事業

常陸秋そばの生産振興・ブランド化を推進するため、常陸秋そばの生産にかかる下記の補助をいたします。

種子生産補助

種子そば出荷1袋（22.5kg）あたり助成

収穫委託費補助

コンバイン委託面積 10aあたり助成

手刈り収穫への補助

手刈り面積 10aあたり助成

種子更新費補助

種子購入金額（約1,000円/kg）の一部助成



JA販売の種子を購入した方のみ対象です



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係 （内線614）



農林水産物加工品開発等支援事業

常陸太田市産の農林水産物を活用した加工品等の商品開発や既存商品のグレードアップ等の付加価値向上に取組み、販売の拡大を図ろうとする方に対して支援します。

対象者

市内に住所又は活動の拠点を有し、事業に意欲的に取り組む農業法人・特定非営利活動法人・グループ（任意団体で、組織としての規約を有する団体）・中小企業者・特産品認証者等です。

内容

下記の①・②のいずれかに該当する事業です。

① 新規商品創出型事業

販売を目的として、常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史、風土及び文化的背景等を活用した加工品等を開発する事業

② 既存商品グレードアップ事業

常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史、風土及び文化的背景等を活用した既存の加工品等を改良等により付加価値を向上させて販売の拡大を図ろうとする事業

対象経費

加工技術等習得のための講師料や旅費・試作に係る原材料費や副資材費・機器、設備の賃借料・会場使用料・消耗品費・通信運搬費・備品購入費・産業財産権の取得費用・その他、市長が特に必要と認める経費

補助率

対象事業費の $1/2$ 以内（上限50万円）

これまでの活用事例

- ・自家栽培の小麦やそばを活用した麺類製造、販売に向けた施設整備、機械整備
- ・地元産の黒大豆を使った新たな納豆の商品化に向けた小型圧力釜の整備
- ・銘菓の原材料シソ葉及び自家栽培野菜の漬物製造のための加工棟の整備
- ・常陸太田市産巨峰を活用した巨峰最中作成に係る保存用冷凍庫の整備
- ・既存生そば（麺）のグレードアップを図るため、自家製粉機一式の整備 等々・・・



◇お問い合わせ◇

販売流通対策課 生産流通振興係
（内線662）



特産品認証制度

「常陸太田市特産品推進協議会」が、市内の農林水産物及び加工品等を「市の特産品」として認証し、生産拡大及び販売促進の取り組みを推進する制度です。

認証対象



申請対象者

農林水産物や加工品、工芸品等を生産・製造・販売している農業者・商工業者・団体・グループなどが対象となります。

認証基準

(1) 共通事項（農林水産物・加工品等のどちらにも該当）

- 常陸太田市のイメージアップやPRになる個性・特長があること。
- 持続的または定期的に消費者に供給できる商品であること。
- 製造・加工・販売が法令等を遵守して行われる商品であること。
- 品質に見合う価格が設定されていること。
- 常陸太田市の地域経済活性化につながる商品であること。

(2) 個別事項

①農林水産物

- 市内で生産された農林水産物で、品質等に優れたもの。
- 歴史・風土・文化的背景等のあるもの。

②加工品等

- 市内で生産された農林水産物を使用して加工されたもので品質等に優れたもの。
- 歴史・風土・文化的背景等のあるもの。



特産品認証マーク



受付期間については、お知らせ版および市のホームページでお知らせします（年1回程度）

◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
（内線662）





常陸太田朝市

「常陸太田朝市の会」では、地産地消及び消費者と生産者の交流の推進と市民共有のシンボリックふれあいの場の提供を目的として、毎月第3日曜日（午前8時～10時）に「常陸太田朝市」を常陸太田市役所駐車場で開催しています。

更なる朝市の魅力アップにつなげるため、新たな会員を募集します。
皆さんも出店してみませんか。

出店するには？

出店できる方は、常陸太田朝市の会会員のみとなります。「常陸太田朝市の会 会員登録申請書」を記入の上、提出してください。また、市外の団体・法人の方でも、朝市の趣旨に賛同し、既存の他会員との交流・相乗効果が図れると役員会において認められた場合は会員として出店できます（H26.6～）。

会員の範囲

- ①市内在住の個人
- ②市内に事務所又は事業所を有する法人・団体
- ③役員会において承認された市外の法人・団体

年会費	
個人（市内）	3,000円
法人・団体（市内）	4,000円
法人・団体（市外）	5,000円

販売品目

- ①出店者が自ら生産・採取した農産物、畜産物、林産物、水産物、園芸品、またこれらを使った加工品・飲食物。
- ②市内で生産・採取された農産物、畜産物、林産物、水産物、園芸品等を主な原材料とし、出店者が加工・調理した加工品及び飲食物。
- ③出店者が作成した、工芸品、陶芸品等。
- ④上記以外で、常陸太田市産では供給困難な農林水産物又はこれらを使った加工品・飲食物であって役員会において承認された物（H26.6～）。

開催日

毎月第3日曜日 午前8時～10時（変更になる場合あり）

区画の大きさ

1区画，車両2台分の駐車スペース。
最大2区画（4台分）



◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
（内線662）



農業振興地域整備計画の変更（農振除外）

農業振興地域制度とは、農業の振興を目的とした制度です。農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。

農振農用地の除外申請

除外申請締切日 4月末日、8月末日及び10月末日

農振農用地に、やむを得ず住宅や資材置き場など農地以外の用途を計画し利用したい場合は、**農用地区域（青地）から農振白地への変更手続きが必要です。**これを「農振除外」といいます。農振除外は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければなりませんので、計画の内容によっては、農振除外ができない場合もあります。

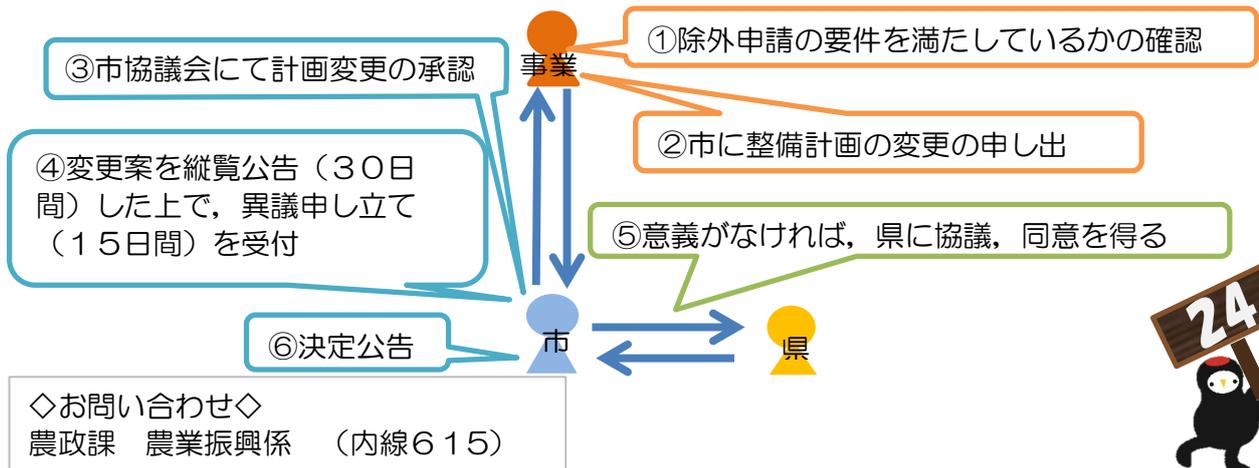
また、農振農用地に、温室・牛舎・農機具収納庫など農業用施設を計画する場合についても、農地から農業用施設用地への変更（用途区分の変更）が必要となりますのでご注意ください。

農振除外の要件

- ① 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。
- ② 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ③ 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ④ 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

注：その他 関係機関と事前協議を行い、農地法に基づく農地転用許可、都市計画法に基づく開発・建築許可等の他法令の許可の見込みがあること。

農振除外の流れ



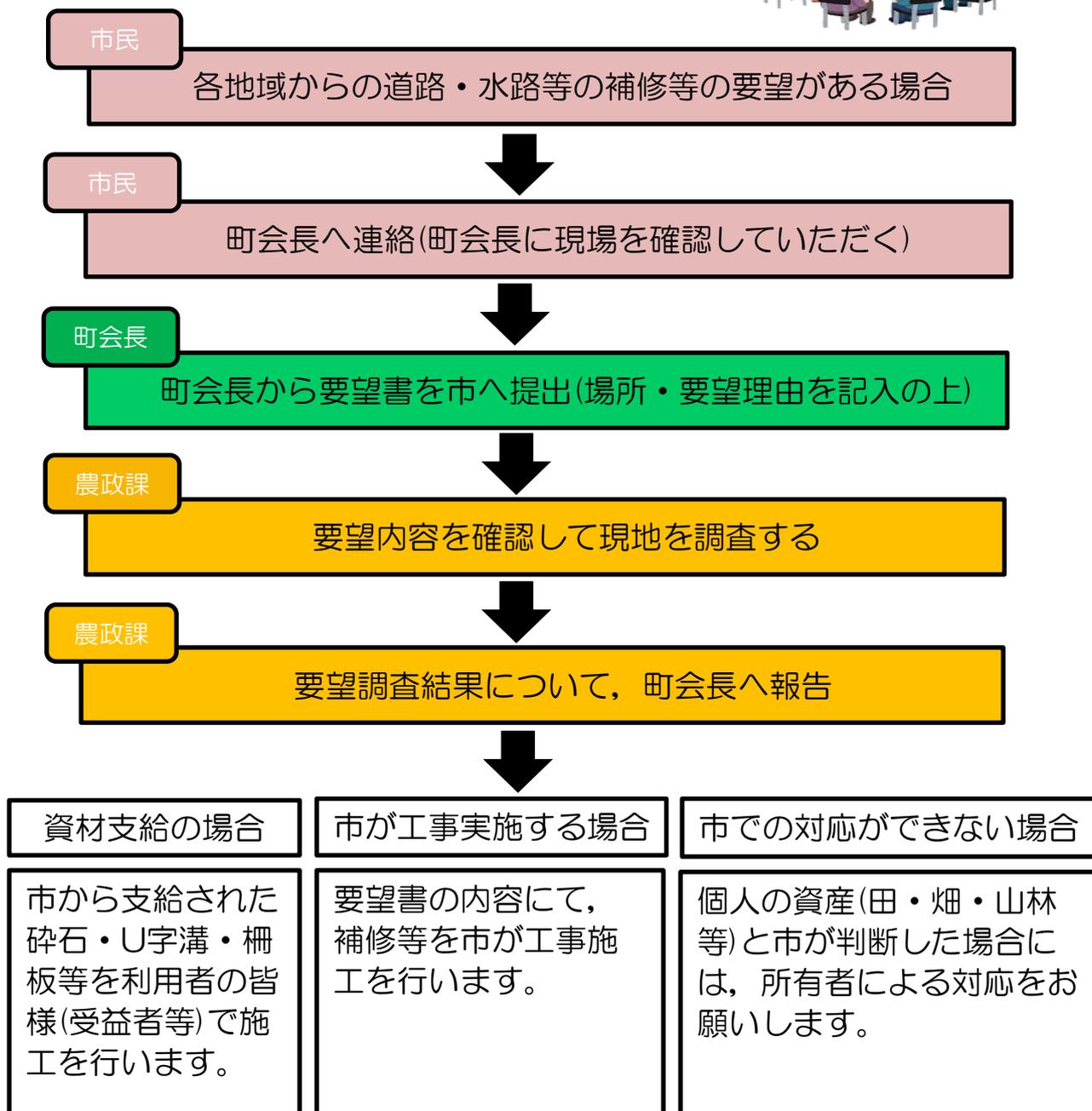


農道・水路の維持管理について

農業用で利用している農道（法定外公共物道路），水路は，地域に密着した形で，公共の用に供しているため，機能管理を地域（地元・受益者等）をお願いをしています。

◇市民の皆さんに維持管理をお願いしていること

- 農道：草刈・碎石の敷均
- 水路：草刈・泥上げ・法面の草刈等



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係（内線611・612）



多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金とは、地域の共同活動を行うために設立した「活動組織」に対して、草刈りや、泥上げ、農業用施設の補修等、費用を支援する制度です。

多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、①農地維持支払交付金、②資源向上支払交付金（共同活動）、③資源向上支払交付金（施設の長寿命化）から構成されます。

①農地維持支払交付金

支援対象

- 地域資源の基礎的な保全活動
（水路の泥上げ、農道の路面維持、施設の点検 等）
- 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
（農業者による検討会、保全管理構想の作成 等）



単価 ・ 田：3,000円/10a ・ 畑：2,000円/10a

②資源向上支払交付金（共同活動）

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
（水路のひび割れ補修、農道の部分補修 等）
- 農村環境保全活動
（植栽による景観形成、ため池の外来種駆除 等）

単価 ・ 田：2,400円/10a ・ 畑：1,440円/10a

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

支援対象



- 老朽化が進む施設の長寿命化の補修・更新等
（未舗装道路の舗装、漏水箇所の補修、コンクリート水路の更新、ゲートやバルブの更新 等）

単価 ・ 田：4,400円/10a ・ 畑：2,000円/10a

地域にお伺いし、事業説明させていただきます。

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係（内線611）





イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成

イノシシやハクビシン等による農作物の被害を防止するため、電気柵等の被害防止対策設備を購入する方に助成を行います。

※予算がなくなり次第終了しますので、事前にご連絡ください。

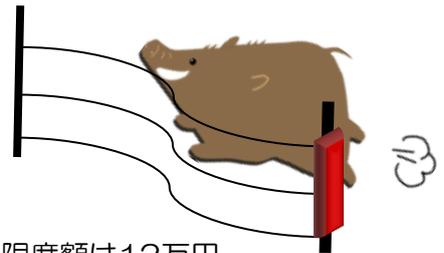
対象

以下の条件を満たす方

- 市内の耕作している農地に電気柵又は防獣ネット、その他イノシシ等による被害を防止するために有効と思われる設備を設置する個人、法人または集落を基本とする3戸以上の集団。
- 市税の滞納がない方。
- 設置した設備を適切に管理し、必要に応じた修繕及び不要となった際の撤去ができる者。

助成対象設備

電気柵、防獣ネット、防獣柵、トタン板等（支柱等を含む）



助成金額

個人・法人

設備資材購入費の3分の2以内（1千円未満の端数切捨て）で、限度額は12万円

集団

設備資材購入費の3分の2以内（1千円未満の端数切捨て）で、限度額は共同申請人数×3万5千円

申込み方法

内訳のわかる領収証および印鑑を持参し、市役所農政課及び各支所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、設備設置後の現場写真を添付してお申込みください。

※年度内に購入し、設置したもののみが対象となります。

必ず購入した年度内に申請をお願いします。（申請は年度内一回限りとなります。）



わな猟免許取得費助成

有害鳥獣による農林水産物への被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要なわな猟免許の取得に要する補助対象経費を助成します。

対象

市内に住所を有し、新たにわな猟免許を取得しようとする方

補助率

補助対象経費の1/2

補助対象経費

わな猟免許取得に係る以下の経費

- ・受験手数料
- ・講習会受講料
- ・医師の診断書料
- ・受験写真代



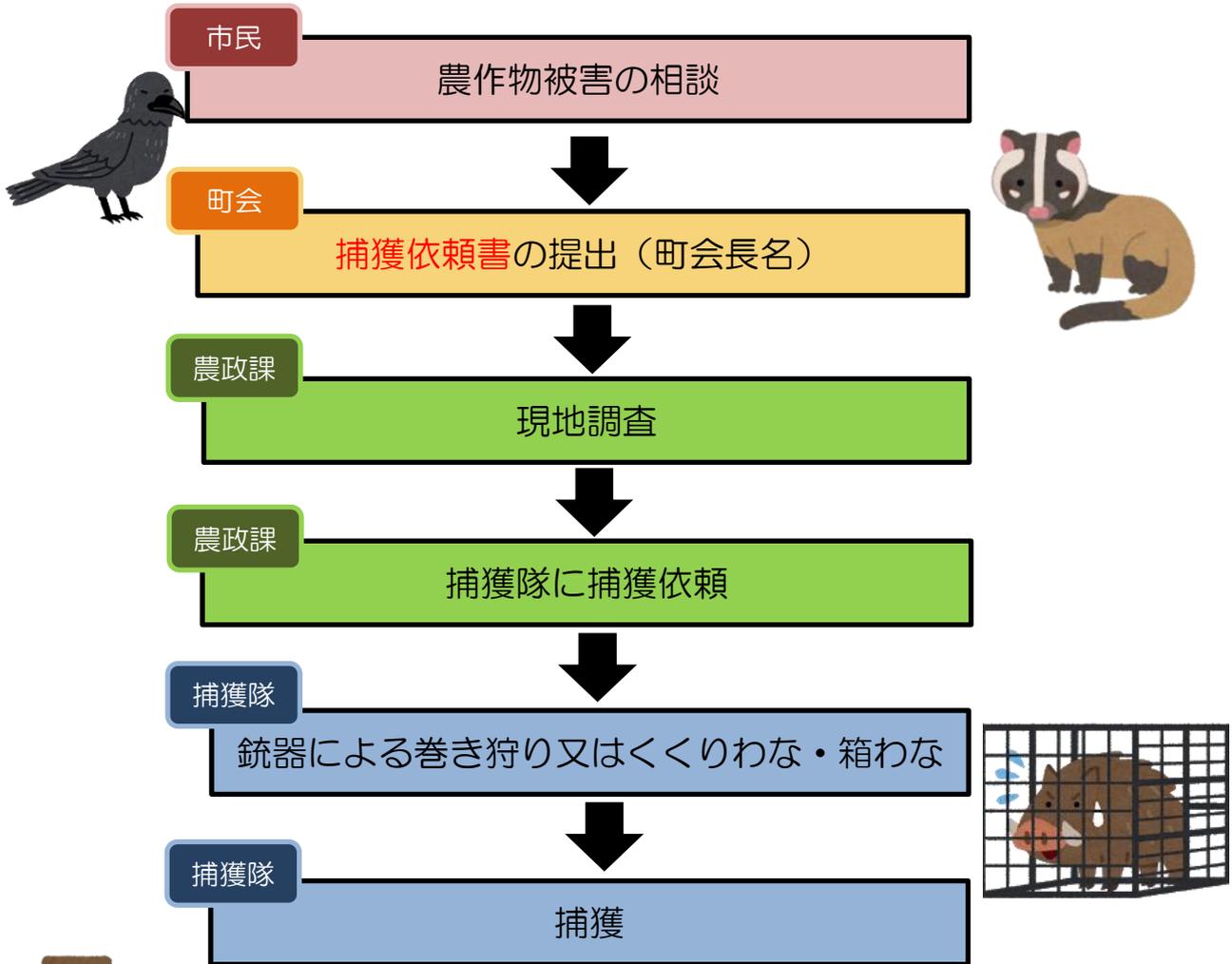
◇お問い合わせ◇
 農政課 農業振興係
 （内線614・615）



電気柵等での防除が難しい場合・・・

～イノシシ等の鳥獣害について～

⇒まず最初に、電気柵等による**自己防除が基本**です！
防除が難しい場合、捕獲隊による捕獲を行います！



時期や場所などによっては捕獲を実施できない場合があります。
まずは農政課へご相談ください。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線614・615)





農業用廃プラスチック回収

農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、農家自らの責任で、適正に処理するよう定められています。市では農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために回収を行います。

回収品目

- 農業用ビニール（統一マーク「農ビ」がブルー系の色で印刷）
- 農業用ポリエチレン（マルチ用フィルム、ハウス等被覆フィルム、肥料袋、育苗箱、防虫・防風網、ポリコンテナなど）



回収対象外

あぜシート（あぜ波）、園芸用連結ポット、フィルム用留め金、ブルーシート、農薬容器は**回収対象外**です。
産廃業者等で処理をお願いします。



農ビ	農PO・農ポリ
  	
<p>農ビ</p> <ul style="list-style-type: none"> 農ビの分別にあたっては、このマークを目印してください。 切り口が透明で、波が少ない。 燃えにくく、刺さ臭あり。 柔らかく伸びがある。 	<p>農PO ノーポリ</p> <ul style="list-style-type: none"> 農PO、ノーポリと印字。または、何の印字もなし。 切り口が波を打ち、白化。 よく燃える。ろうそくのような臭い。 やや固く、ゴアゴアした感じ。

申込方法

- ①**印鑑**を持参し、農政課にてお申込みください。
申込時に、廃棄物の種類とおおよその量をお知らせください。
 - ②指定した回収日に、回収場所まで個人で搬出してください。
詳細については、申込時に説明します。
- ※令和5年度の回収は、令和5年10月、令和6年2月の2回を予定しています。



費用

一戸あたり**1,000円**の登録料と**1kgあたりの単価**から計算した金額を合わせた額になります。

回収場所

清掃センター（常陸太田・金砂郷・水府地区）
常陸農業協同組合 里美支店（水府・里美地区）

回収の日程等は、市の広報（お知らせ版）にてお知らせいたします。



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係（内線611）



市内農産物の放射能測定

市内で生産した野菜・果実等について、放射性物質の簡易測定を行います。

対象

下記に全て該当する場合

- ①市内にお住まいの方
- ②市内の農地で生産した農産物（家庭菜園等の自家消費用）



ただし、**購入品・譲渡品・加工品・農協の直売所（JA）への出荷品は対象外**（農協に出荷する方は、農協での測定をお願いいたします。）

測定日

平日の**火・木曜日**

※1日2件まで。

※1人につき1日1検体まで。

要予約



申込方法

測定希望日の**前日までに**、**農政課**へ電話等にてお申込みください。



お願い

- 測定物は**測定日の午前9時まで**（前日でも可）にご持参ください。
- 測定には、**500g以上**お持ちください。（500g以上ご準備できない場合はお問い合わせください。）
- 500mlや1000mlの容器も希望があれば対応いたします。（それぞれ500g、1000gが必要となります）
- 測定物はフードプロセッサーで粉砕するため、測定物の返却は出来ません。（米、大豆などは粉砕しないので返却可能）
- 測定物は土を落として、**可食部だけ**をご持参ください。

結果報告

結果の報告は、測定日の夕方頃に電話・FAX等にて差し上げます。
また、測定結果は市のホームページ等で公表させていただきます。
※市の測定器は、簡易測定器ですので、**証明書の発行はできません。**
（結果報告書という形式であれば可）

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係 （内線612）





市民農園の利用について

市では、市民の皆様が野菜や花等を栽培して自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、市民農園を設置しています。

農園名	所在地	区画数	1区画の面積	利用期間	利用料 (年額)
佐竹ふれあい農園	谷河原町	60	25㎡	2年間	3,000円
真弓ふれあい農園	真弓町	20	25㎡	5年間	3,000円

佐竹ふれあい農園（谷河原町）

市内に住んでいる農家以外の方が利用できます。駐車場を備えています。佐竹小学校の北側の高台にあります。

- 利用者の条件：常陸太田市内に住んでいる農家以外の方
- 貸農园区画数：60区画（1区画25㎡）
- 関連施設：駐車場
- 利用期間：2年間
- 利用料金：1区画年額3,000円
- 開設年月：平成28年4月
- 開設主体：農家



真弓ふれあい農園（真弓町）

- 利用者の条件：無し
- 貸農园区画数：20区画（1区画25㎡）
- 関連施設：駐車場
- 利用期間：5年間
- 利用料金：1区画年額3,000円
- 開設年月：平成21年10月
- 開設主体：農家



申込方法

募集の際は、市の広報（お知らせ版）等にてお知らせします。



◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係（内線612）



森林の立木伐採届出制度

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ② 伐採が完了したときは、「伐採に係る森林の状況報告書」
- ③ 伐採後の造林が完了したときは、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが森林法で義務づけられています。

提出者

森林所有者や立木を買い受けた方等

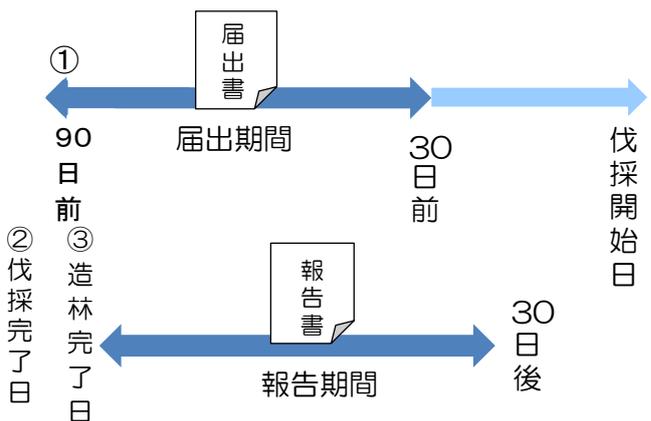
※立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で提出します。

(例)

- ◆森林所有者（自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合）
- ◆森林所有者と立木買い受け者〈共同〉（伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

提出時期

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める**90日から30日前**まで
- ② 伐採に係る森林の状況報告：
伐採を完了した日から**30日以内**
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から**30日以内**



提出先

伐採・造林する森林がある市に提出してください。



提出をしないと・・・

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：
100万円以下の罰金（森林法第208条）
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
30万円以下の罰金（森林法第210条）

開発行為を伴う森林を伐採するときは

- (1) 森林開発（森林以外への転用）で、抜根や盛土等を行う開発面積が**1ヘクタール未満**の場合、上記の「伐採及び伐採後の造林届出書」に「**小規模林地開発概要書**」を添付してください。
- (2) **1ヘクタールを超える**森林の開発を行う場合は、別に**県知事の許可**を受けなければなりません。
 ※太陽光発電設備を設置するために森林の開発を行う場合は、**0.5ヘクタールを超えるものは、県知事の許可が必要です。**
 許可基準や申請等については、**県北農林事務所林業振興課**(0294-80-3370)へお問い合わせください。

◇お問い合わせ◇
 農政課 林政係 (内線616・617)





造林事業

民有林において、「森林資源の循環利用」や「森林の公益的機能の維持・増進」のため、森林を造成する植栽や健全な森林を育成する除間伐等の森林整備を推進しており経費の一部を助成しています。

対象区分

- 人工造林・下刈り・枝打ち・除伐・間伐・簡易作業路等

補助金申請

- 森林所有者，森林組合

補助率

- 標準的な単価の4/10～10/10



主な要件

- 対象区域
地域森林計画対象民有林等
- 1 施行地面積
5a以上
- 林齢等
 - ・下刈… 5年生又は10年生以下
 - ・枝打… 30年生以下
 - ・除伐… 25年生以下
 - ・保育間伐… 60年生以下
 - ・搬出間伐… 60年生以下（10m³/ha以上）
61年生以上（30m³/ha以上）



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係 （内線616・617）

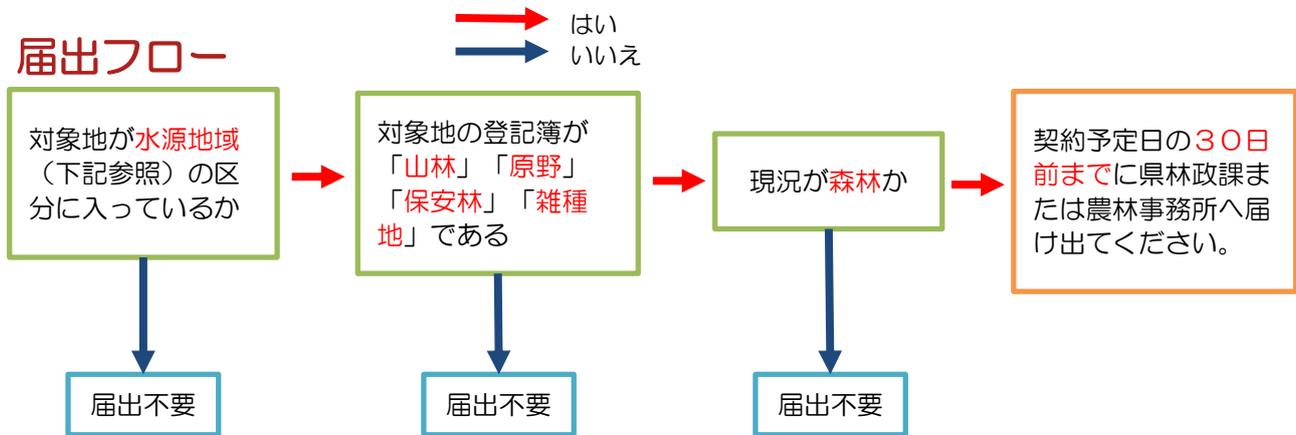


森林の土地取引の届出制度

事前の届け出

水源地域の森林の土地売買等の状況を県が事前に把握し、必要な助言等を通じて、県内の水源地域の森林の保全を図るため、知事の定める水源地域内の森林について、所有権の移転等をしようとするときは、当事者の氏名・住所、移転後の土地の利用目的等を知事に届けなければなりません。
 ※**相続は対象外**です。

届出フロー



届出時期

契約をしようとする **30日前まで**に、県林政課又は農林事務所に届け出てください。



届出をしないと・・・

無届や虚偽の届出が行われた場合は、氏名等を公表することがあります。

【市内水源地域対象地】

あ…赤土町、磯部町、岩手町、内堀町、大里町、大菅町、大平町、大中町、折橋町

か…上大門町、上高倉町、上深荻町、上宮河内町、亀作町、国安町、天下野町、小菅町、小妻町、小中町

さ…里川町、下大門町、下高倉町、下宮河内町、常福地町、白羽町、瑞龍町

た…高柿町、棚谷町、茅根町、天神林町、東連地町、徳田町

な…中染町、中利員町、中野町、西河内上町、西河内中町、西河内下町、西染町

は…花房町、春友町、東染町

ま…増井町、町屋町、松平町

や…谷河原町

わ…和久町

◇お問い合わせ◇

農政課 林政係 (内線616・617)





森林の土地取引の届出制度 事後の届け出

森林の所有者が分からないと、

- ①行政が森林所有者に対して助言ができない
- ②事業者が間伐等をする場合に、所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、新たに森林の土地の所有者になった際は、**森林の土地の所有者届出書**を届けなければなりません。

対象者

個人・法人、面積の大きさを問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方



国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。



届出時期

土地の所有者となった日から **90日以内**に、取得した土地のある市町村に届け出てください。



届出をしないと・・・

無届や虚偽の届出が行われた場合は、**10万円**以下の過料が科されることがあります。



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係 (内線616・617)

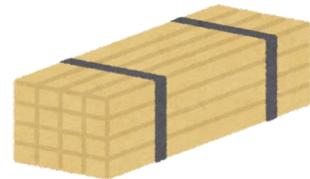


木造住宅等建築助成制度

林業の振興と地域産業の活性化を図るため、市産材（市内で生産された木材）を使用した木造の住宅を建築する方が、助成金の交付を受けることができます。

対象者

○市内に自らが居住する住宅を新築する方。



助成要件

- 新築に用いる**木材の量の2分の1以上**が市産材であること。
- 住宅の建築工事完了後、速やかに入居すること。
- 市税を滞納していないこと。

助成金額

○住 宅・・・建物に用いる市産材 **1㎡につき30,000円**（**限度額600,000円**）

申込み方法

建築工事着工前に、農政課または各支所地域振興課に備えてある関係書類（申請書など）に、必要な事項を記入し申し込んでください。



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係 （内線616・617）



索引

あ行

イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成	27
イノシシ等の鳥獣害について	28

か行

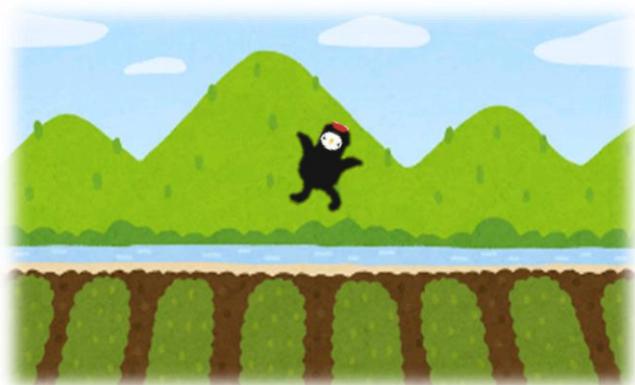
環境保全型農業直接支払交付金	12
軽貨物車両購入事業費補助金	17

さ行

市内農産物の放射能測定	30
市民農園の利用について	31
就農者等家賃助成金	7
少量多品目生産売れ筋野菜栽培講座	10
少量多品目生産売れ筋野菜栽培 農業用簡易ハウス整備事業	18
新規就農者育成総合対策	5
森林の土地取引の届出制度	34,35
森林の立木伐採届出制度について	32
造林事業	33

た行

多面的機能支払交付金	26
地域計画の策定	6
中古農機具購入事業費補助金	16
中山間地域等直接支払交付金	14
中山間地域農業基盤整備促進事業	19
特産品認証制度	22



な行

認定農業者制度	11
農耕用免許取得補助金	13
農業振興地域整備計画の変更(農振除外)	24
農業用廃プラスチック回収	29
農地中間管理事業	9
農地利用効率化等支援交付金	15
農道・水路の維持管理について	25
農林水産物加工品開発等支援事業	21

は行

常陸秋そばの生産振興・ブランド化推進事業	20
常陸太田朝市	23

ま行

木造住宅等建築助成制度	36
-------------	-------	----

や行

UIJターン就農奨励金	7
-------------	-------	---

わ行

わな猟免許取得費助成	27
------------	-------	----





他の問い合わせ先



地番の確認をしたい 地番図がほしい	税務課または法務局	税務課	0294-72-3111 (内線 219)
		法務局(太田支局)	0294-73-0221
農地の面積が知りたい	税務課または 農業委員会, 法務局	税務課	0294-72-3111 (内線 219)
		農業委員会	0294-72-3111(内線 631)
		法務局(太田支局)	0294-73-0221
農業制度資金を 利用したい	日本政策金融公庫 または農協等	日本政策金融公庫 (水戸支店)	029-232-3623
		JA常陸本店金融部	0294-72-9128
農産物の技術指導や農業経営に関する指導 について		茨城県県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340
農地の売買, 貸借の許可, 農地転用等について		農業委員会	0294-72-3111 (内線 631)
農業の共済制度(農業収入保険)について		いばらき広域農業共済 組合(常陸太田支所)	0294-72-6227
営農計画書(経営所得安定対策交付金)について		常陸太田地域農業再生 協議会	0294-80-7080



常陸太田市 農政部

農政課

販売流通対策課

0294-72-3111

令和5年度
常陸太田市 農政部

